

受動喫煙防止対策の強化に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピックやその前年に開催されるラグビーワールドカップに向けて、国民の更なる健康増進のため、早急に受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高める必要があるとして、10月に厚生労働省より「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」（以下「たたき台」という。）が発表された。

たたき台においては、施設の用途や主たる利用者等に応じ、官公庁や社会福祉施設等は「建物内禁煙」、学校や医療機関等は「敷地内禁煙」とするほか、利用者側にある程度他の施設を選択する機会がある飲食店等のサービス業等は「原則建物内禁煙」とした上で、「喫煙室」の設置を可能とするとしている。

飲食業や宿泊業などのサービス業においては、多くが中小規模の事業者であるため、店舗・施設の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備は容易ではないという意見があるとともに、これまで効果的とされる分煙措置を取っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改修などの追加費用が生じる恐れもある。また、事業者が利用者へ屋外での喫煙を求めようとしても、路上喫煙防止条例等により屋外での喫煙が規制されていることが多いため、規制に抵触するリスクがあるとの意見もあり、サービス業に携わる事業者の経営面への影響や事業運営上の負担が大きくなると考えられる。

さらに、たばこの消費量減少により、全国で7位の生産量、販売額（平成27年産）を誇る本県の葉たばこ生産に携わる農家や県・市町村合わせて約137億円のたばこ税収入（平成26年度）に寄与するたばこ販売店の経営にも大きな影響があるものと考えられる。

よって、国におかれては、受動喫煙防止対策の強化について、サービス業を営む事業者や既に効果的な分煙措置を実施している事業者に対し、過度な負担を強いることがないように、関係者の意見を踏まえた上で、十分に配慮したものとするとともに、屋外喫煙環境の整備についても配慮するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣
国土交通大臣